

茨城県報

昭和三十三年九月六日
第四千百十八号

目次

告 示

頁

○甲及び乙種火薬類取扱主任者試験施行	一
○毒物劇物取扱者試験合格証の交付	二
○家畜伝染病の発生	三
○流行性脳炎予防のための指定の一部改正	三
○家畜伝染病の発生	三
○河川敷公用廃止	三
○土地改良設立審査	三
○酪農振興計画変更承認	四
○自動車運転者の行政処分に関する聴聞	四

公 告

茨城県告示第七百二十九号

火薬類取締法第三十一条第三項の規定に基く丙種火薬類作業主任者ならびに甲および乙種火薬類取扱主任者試験を左記のとおり施行する。

昭和三十三年九月六日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 試験期日

記

1 学科試験

昭和三十三年十月二十日

2 人物試験

昭和三十三年十月二十一日

二 試験場所

水戸市北三の丸 茨城県庁内

三 試験科目および時限

ただし都合により試験場所を変更した場合には出願者に対し通知する。

試 験 科 目		試 験	
甲、乙種火薬類取扱主任者	丙種火薬類作業主任者	開始時刻	時 間
火薬類取締法令	火薬類取締法令	九時〇〇分	一時間二〇分
一般火薬学	信号焰管、信号火せんま たは煙火製造工場保安管 理技術	一〇時四〇分	一時間三〇分
一般教養科目		一三時〇〇分	一時間二〇分

四 願書受付期間および提出場所

1 昭和三十三年十月十日

2 受験希望者の住所を管轄する支庁および支所の産業課

五 受験願書を受理した場合は受理証を本人に交付する。

六 受験の手續

火薬類取締法施行規則第七十一条から第七十八条までの規定を参照すること。

七 受験手数料

受験手数料七百円を受験願書とともに現金をもつて納付すること。

八 合格発表

合格発表は茨城県報に公告する。

茨城県告示第七百三十号

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)第七條の規定に基いて施行された毒物劇物取扱者試験に合格した左記の者に昭和三十三年九月五日合格証を交付した。

昭和三十三年九月六日

茨城県知事 友 末 洋 治

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
一	篠原 忠	二〇	貝塚千代子	五一	小野寺達男
二	石尾 才信	二二	石川 助一	五二	入江 五郎
三	矢田部秀夫	二三	龜山 保典	五三	大崎 忠夫
四	伊藤 都夫	二四	別所富美夫	五四	岩橋 律
五	内田福四郎	二九	塚原 三男	五七	児玉 良祐
六	道下喜美男	三二	野村 一郎	五八	岡野 匡男
七	永井 正二	三三	萩谷 章	五九	奥山 重隆
八	池田 勝夫	三六	鞍田 三穂	六〇	清水 俊
一〇	堀平 正	三七	吉田 辰雄	六一	留場 栄一
一一	吉岡 一男	四一	塚田 稔	六三	梅崎 孝臣
一二	鈴木 康允	四五	佐藤美代子	六五	平田 正
一三	石引 正弘	四六	伊藤 徳治	六六	坪井 健郎
一五	海老原法子	四七	山田 久子	六七	徳永 健郎
一六	増山 輝雄	四八	齊藤 角三	六九	江口 善巳
一八	寒川 秀男	四九	菅谷 克之	七〇	植木 仁

七一	高橋 吉教	一一八	服部 利男	一八〇	青木 保
七二	笹目初太郎	一二一	江橋 淳子	一八二	鈴木 仁子
七四	織田喜一郎	一二四	高根沢正義	一八四	須藤 雅道
七六	間中 統一	一二八	飯田 和夫	一八五	大里 弘
七七	上原 茂	一三二	田辺扶裕子	一八六	堀口 正巳
七九	中田 浩	一三三	坪和 五作	一八七	武石八十二
八〇	諸岡 錦三	一三五	大久保十九二	一八八	四宮 保
八一	堀川 広之	一三六	大平 敏正	一八九	堀口 満義
八三	伊藤 明男	一三七	坂本 信剛	一九〇	水野 郡夫
八四	野佐根 明	一三八	大島 俊男	一九二	萩谷喜代司
八五	大部 良雄	一三九	浅井 芳秀	一九三	井坂 秋男
八七	嵩田 米二	一四三	瀬尾 敏彦	一九五	飯田 博
八八	藤田 てる	一四四	綿引 定康	一九六	秋永 守
八九	石田 一秀	一四五	高柳 キク	一九七	金子 政美
九三	倉持 七郎	一四六	久松 省一	二〇一	加藤 通英
九五	齊藤 司	一四八	今村百合子	二一一	沼野 まさ
九六	彼ノ矢 進	一四九	渡辺 和夫	二一二	相沢 甚
九七	小貫 弘	一五一	小更 実		
九八	上山 重晴	一五五	山口富満子		
一〇〇	近 磯和	一五九	青柳 清		
一〇一	白田 徳	一六〇	中根 栄寿		
一〇二	高橋 忠生	一六一	和田 武		
一〇三	横瀬 俊子	一六三	富田 環		
一〇六	根本 三好	一六六	君島 護		
一〇七	高島 信士	一七〇	君島 喜代		
一〇八	松山 勝行	一七一	栗田 やい		
一一一	山本 学	一七二	軍司キヨ子		
一二二	飯ヶ谷正夫	一七三	滝沢 三郎		
一一五	山中寅次郎	一七六	小林 松雄		
一一七	鳥山 照男	一七九	染谷 仲治		

茨城県告示第七百三十一号

家畜伝染病が左記のとおり発生した。

昭和三十三年九月六日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

病 名	家畜の種類	発生日	決定日	転 帰	発生場所
豚コレラ	豚	八月十八日	八月二十八日	死亡三 殺処分七	古 河 市

累計 一二二頭

茨城県告示第七百三十二号

昭和三十三年八月茨城県告示第七〇二号（茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基く流行性脳炎予防のための指定）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年九月六日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 出入禁止区域中に土浦市のうち今泉町及び猿島郡三和村のうち旧幸島村久慈郡水府村のうち旧山田村を加える。

茨城県告示第七百三十三号

家畜伝染病が左記のとおり発生並びに転帰した。

昭和三十三年九月六日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

病 名	家畜の種類	頭数	発生日	決定日	転 帰	発生場所
流行性脳炎	馬	一	八月二十九日	九月一日	九月一日 死亡	猿島郡三和村

茨城県告示第七百三十四号

左記による里根川通り北茨城市関南町仁井田字池田地内の旧河川敷（二五一坪）については公用を廃止する。

昭和三十三年九月六日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 河 川 名 里根川通り
二 公用廃止区間

図面番号	市 大字	字	面 積	摘 要
1	北茨城 関南町 仁井田	池 田	反 二 三 六 坪	右岸池田三番地先より下流 大平洋合流点まで
2	〃	〃	一 五	右岸池田一一五番地先まで
計			二 五 一	

三 関係図面は県庁河港課並びに高萩土木事務所において縦覧する。

茨城県告示第七百三十五号

昭和三十三年三月六日付鹿島郡神栖村深芝、正木正確ほか十五名から申請のあった深芝、土地改良区の設立は適当と決定したので土地改良法第八条第四項の規定によって関係書類を左記のとおり縦覧に供する。

昭和三十三年九月六日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 縦覧に供する書類

1 深芝土地改良区区画整理事業計画書

2 定款

写 写

二 縦覧の期間

昭和三十一年九月十日から
昭和三十一年九月三十日まで 二十一日間

三 縦覧の場所

神栖村役場

公

告

酪農振興法第五条の規定に基き、土浦集約酪農地域酪農振興計画の一部計画変更を同法第七条第二項の規定によつて次のとおり公告する。

昭和三十一年九月六日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 酪農振興計画変更承認された部分

昭和三十一年九月二十八日付農林省指令三一審第四、〇六八号をもつて土浦集約酪農地域酪農計画の一部変更を承認された計画の(3)「集乳所の設置計画及び生乳の集出荷計画」に更に別紙酪農事業施設(集乳施設)を設置する。

二 変更承認申請をした理由

当該地域内の総合農業協同組合が集乳する乳量の増加に伴いその乳質の保持と集出荷の円滑化を図るため茨城県経済農業協同組合連合会が集乳施設を設置することが適当と認められるため。

別 紙

(3) 集乳所の設置計画及び生乳の集出荷計画(酪農振興計画の(IV)の(3))

毎週月・水・金曜日発行(緊急事項は号外除く)
(金曜日送付共一ヶ月)

集乳所設置場所	設置又は経営者	主要設備	夏期の水温(摂氏)	市町村名	別量(年間石)	出荷先名	別量(年間石)	輸送方法	五反田(集乳所)で乳を搾る所要時間	摘要
石岡市	昭和	冷凍機	16度	石岡市	5,840石	協同乳5,840石	貨物	自動車		集乳量の増加に伴い施設の拡充を考慮する。
大字石	昭和	冷凍機		小川町	5,840石	協同乳5,840石	貨物	自動車		
岡字新	昭和	冷凍機		美野里村		業株式会社(16石)	自動車			
池田台	昭和	冷凍機		友部町		業株式会社(16石)	自動車			
3,393	昭和	冷凍機		八郷町		業株式会社(16石)	自動車			
	昭和	冷凍機		千代田村		業株式会社(16石)	自動車			
	昭和	冷凍機		玉里村		業株式会社(16石)	自動車			

◎自動車運転者の行政処分に関する聴聞

道路交通取締法第九条の規定により自動車運転者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行います。

昭和三十一年九月六日

茨城県公安委員会

委員長 宮崎 慶一郎

一 聴聞期日 昭和三十一年九月十九日
二 聴聞場所 茨城県警察本部公安委員会室

茨城県水戸市北三ノ丸一八九番地
茨城県 印刷所 茨城県印刷所
発行所 茨城県印刷所